

## [事案 22-106] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 6 月 29 日 裁定終了

### <事案の概要>

保険料一時払の変額個人年金に加入した際、募集人(銀行員)の虚偽の説明、説明不十分により契約内容について誤信して契約したとして、契約を取消し、既払込保険料の返還等を求め申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 19 年 1 月、貸付信託が満期になる等ということで銀行から電話があり、銀行を訪問し、保険料一時払の変額個人年金に加入した。その際、募集人(銀行員)の取扱いに下記のような不適切な点があり、重要事項について嘘を言ったため、契約内容を誤信(定期預金と認識した等)してしまい契約手続きをした。契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険募集人は、「元本が保証されないもの、リスクのあるものは一切しません」と募集時に明言したのに対して、「これでしたら元本の保証がされている」と嘘をついて変額年金保険を勧めた。
- (2) 解約控除が課される期間は契約日から 7 年間であるのに、募集人は、それが 5 年間であると嘘をついた。
- (3) 募集人は、変額年金保険が満期となったときは 15 年間の年金として支払いがなされることについて一切説明しなかった。そうした説明があれば申し込むはずがない。

### <保険会社の主張>

保険募集を行った銀行の説明によれば、募集人の取扱いにつき確認したところ、下記のとおり、申立人の主張するような不適切な点は見られなかったため、申立人による請求には応じることはできない。

- (1) 貸付信託の運用相談において、余裕資金であり長期運用が可能であること、低金利には不満であることを聴取したため、当該保険商品を勧めたところ、受取総額保証があること、相続発生時のスムーズな承継が期待できることを好感し、資産承継、長期運用による収益期待の観点から、加入申し出に至ったものである。
- (2) 申立人に対して、その配偶者の同席のもと、パンフレット及び「契約概要・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)・ご契約のしおり・約款」を用いて商品説明(満期後は年金として支払いがなされる年金保険であることの説明、並びにリスク及び諸費用の説明を含む)を行っている。
- (3) また、一時払保険料を特別勘定で投資信託等に運用するため、投資リスクがあり、運用成果が払込保険料を下回る場合があること、顧客が 10 年の運用期間を選択したときの年金受取期間が 15 年間となること及び受取総額保証の仕組み、並びに契約日から 7 年間の解約に対して解約手数料がかかることも、パンフレット等を用いて説明したという

ことである。

- (4) 「保険契約申込書兼告知書」の「受領・確認欄」には、「契約概要・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)・ご契約のしおり・約款」を受け取ったこと及びその記載事項について生命保険募集人から説明を受け、その内容を確認したことにつき、申立人の確認印が押されており、これは、上述の銀行の主張と整合し、不審な点は認められない。

#### ＜裁定の概要＞

裁定審査会では、申立人の主張の法律的な根拠は必ずしも明らかではないが、相手方会社の説明義務違反を理由として消費者契約法4条1項もしくは2項による取消、あるいは民法95条の錯誤による無効を主張するものと判断し、申立書、答弁書等の書面の内容および申立人・募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり申立契約を無効ないし取り消しうる理由がなく、本件申立内容は認めることはできないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

##### 1. 説明義務違反について

本件契約締結にあたって、募集人が重要事実について事実と異なることを告げたり、将来において受け取るべき金額について断定的判断を提供したとは認められず、相手方会社に説明義務違反は認められないので、消費者契約法に基づく取消しは認められない。

- (1) 申込書の死亡保険金受取人の記入欄には申立人の夫の氏名が記載されており、記入欄の文言から保険契約であることが明らかであること、定期預金の申し込みにおいて、死亡保険金受取人の記載が求められることは考えられないことから、申立人が本件契約を保険契約だと認識していなかったという主張を信用することはできない。
- (2) 募集人が説明に用いたパンフレットの見開きの部分には運用期間10年におけるリターン推移シミュレーションのグラフが大きく図示されており、これらの図を見れば、本件契約が、契約者の支払済保険料を各種投信により運用することを前提とした商品であり、定期預金のように元本を確実に保証するものでないことは明らかであり、募集人が、パンフレットを用いて元本割れのリスクが全くない商品であると説明したと考えることは困難である。
- (3) 申立人は、募集人から「5年経てば解約できる」と虚偽の説明をされたと主張しているが、募集人が用いたパンフレットには解約控除率が7年目以降は0%となることが明記されており、募集人が敢えてこれに反する説明を行ったと認めることは困難である。
- (4) 申立人の事情聴取においても、募集人が虚偽の説明を行ったことを合理的に推認できるような供述はなく、募集人の事情聴取においても、かかる事実を推認できる供述はなかった。

##### 2. 錯誤について

下記のとおり、本件契約が錯誤により無効であるとは認定できない。

- (1) 本件パンフレットには明確に保険である旨の記載があり、かつ申込書にも保険契約の記載があること、また死亡保険金受取人の記名欄に申立人自身による記載があること、「生命保険申込に際しての重要事項等確認書」等には、元本の保証がないことが明白に記載されており、これらに申立人の署名があることを考えると、申立人が本件契約にあたり、当該商品が保険であることを知らず、元本割れのリスクが全くない、5年経てば解約できるとの錯誤に陥っていたという事実を認定することは困難である。
- (2) 仮に申立人が、本件契約が申込みの際にパンフレット等の契約書類を読まず、保険契約ではない等の錯誤に陥っていたとしても、本件契約が保険契約であり、契約者の支払済保険料を各種投信により運用することを前提とした商品であることは、パンフレットの記載等から、わずかな注意をすれば容易に知りえることであり、かつ申立人が自ら確認書に署名していることからすれば、パンフレット等を読まなかったことは、申立人において錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると評価できる。よって、民法 95 条ただし書きにより、申立人から無効を主張することはできない。